

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

30 October 2025

「グローバル秘匿特権ガイド」 第5版発行（英語）のお知らせ

「グローバル秘匿特権ガイド」第5版では、新たな法域としてチリ、コロンビア、サウジアラビア、スイス、ウクライナ及びベネズエラが追加され世界主要 38 法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。サイバーインシデント対応や社内調査における秘匿特権の適用範囲、AI ツールの出入力に関する秘匿性の問題、クロスボーダー取引の秘匿特権の扱い等、実務上の重要課題についても詳しく解説しています。各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。

是非一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

本ガイドへのアクセスは[こちら](#)。



Corporate & Tax Global Update ニューズレター Vol. 111

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 111 となる本号では、フィリピン、投資家リース法の改正について大統領が署名、ルクセンブルク、SC Arcomet Towercranes SRL 事件 — VAT（付加価値税）と移転価格税制の関係における新たな驚き等の最新情報をお届けします。本ニューズレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. アジア

フィリピン：投資家リース法の改正について大統領が署名

2. 豪州

オーストラリア：「つながらない権利」 — 施行から 1 年、働き方は本当に変わったのか

3. 米州

米国：米国連邦巡回区控訴裁判所がトランプ関税を無効と判断

米国：FTC が従業員の競業避止義務に関する規則を撤回、競業避止契約を取り締まる個別の執行措置へ移行

4. 欧州

ルクセンブルク：SC Arcomet Towercranes SRL 事件 — VAT（付加価値税）と移転価格税制の関係における新たな驚き

「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」更新のお知らせ

第5版となる本ガイドは、上場企業のクロスボーダー買収取引の経験豊富な40以上の法域における専門家の知見を集結しています。上場企業のクロスボーダー買収取引に関して生じる複雑な論点を簡素化し、取引の価値を最大化するために有用となります。

本ガイドは、オンラインにて、法域やトピックごとにデータをフィルタリングや比較することが可能で、特定の法域を詳細に調べることもできる便利なツールとなります。

詳しくはこちらをご覧ください。



1. アジア

フィリピン

投資家リース法の改正について大統領が署名

概要

2025年9月3日、マルコス大統領は投資家リース法を改正する共和国法第12252号（以下、「改正法」）に署名した。主な改正点の一つとして、一定の要件のもと、外国人投資家による民間土地の最長借地期間が99年に延長された。

改正法の施行日から90日以内に、貿易産業省より施行規則が公布される見込みである。

企業が取るべきアクション

企業としては、改正法が、現在又は将来の民間土地の賃借が関係するプロジェクトに及ぼすメリットを検討し、長期賃借の利用可能性を模索する必要がある。

主な改正点

① 改正法第2条による投資家リース法第4条の改正

従来75年であった最長借地期間が、99年に延長された。ただし、税優遇措置再検討委員会やその他の関連政府機関による勧告に基づき、国家安全保障や、政府による国家開発上の優先事項の観点から、重要なインフラと考えられるサービス又は産業に従事する投資家に対しては、大統領が借地期間を短縮することができる。

また、投資家と認められるには、（1）外国投資法、企業復興税優遇法案若しくはその他の適用法令に基づき承認及び登録された投資を行っている、又は（2）関連する投資促進機関が定める投資要件を満たしている必要があるとされた。

さらに、賃貸借契約は、借地が所在する州又は市の登記所での登記、及び当該借地の権利証に注記される必要があるとされた。なお、改正法では、登記所での登記に関する規定も定められている。

② 改正法第3条による投資家リース第4-A条の制定

大統領令1529号に基づき登記された長期賃貸借契約は、第三者に対してもその効力を有することとなり、直接的な法的手続によらなければ変更、修正又は取り消されないとされた。

③ 改正法第4条による投資家リース法第5条の改正

投資が登録されていなければならないことを強調するために、投資からの撤退、又は借地の使用に関する規定には、「登録された投資（registered investment）」という単語を含める必要があるとされた。

④ 改正法第5条による投資家リース第5-A条の制定

賃貸借契約において明示的に禁止されていない限り、貸主の同意を得たうえで、借地を転貸できるとされた。転貸借契約についても、投資家リース法第4条及び第5条が適用されることとなる。

「2024-2025年 国際仲裁イヤーブック（英語）」発行のお知らせ

ペーカーマッケンジーでは、2024-2025年度国際仲裁イヤーブックを発行しました。本イヤーブックは、昨年1年間の国際仲裁における注目すべき動向について、世界40以上の法域の分析を網羅しています。

本年度版には、SIAC（シンガポール国際仲裁センター）やHKIAC（香港国際仲裁センター）を含む多くの機関による新しい仲裁規則、及び2024年にアブダビに開設された新しい仲裁センターである ArbitrateAD の詳細をはじめとする内容が含まれています。

詳しくはこちらをご覧ください。

International Arbitration Yearbook
2024 - 2025

⑤ 改正法第6条による投資家リース第5-B条の制定

転貸借契約は、登記所での登記、及び当該借地の権利証に注記される必要がある。

⑥ 改正法第7条による投資家リース法第6条の改正

賃貸借契約の締結日から3年以内に投資プロジェクトが開始されなかった場合には、税優遇措置再検討委員会、投資委員会又は関連する投資促進機関は、借主に対し、遅延の理由を説明するよう命じ、正当な理由があると認められた場合には、合理的期間内にプロジェクトを開始するよう求めることとなる。借主が命令に従わず、指定された期間内にプロジェクトを開始しなかった場合には、通知及び聴聞を経たうえで、投資家リース法に基づき有していた権利がはく奪されるおそれがある。

⑦ 改正法第8条による投資家リース法第7条の改正

10万フィリピン・ペソから100万フィリピン・ペソであった罰金額が、100万フィリピン・ペソから1,000万フィリピン・ペソに引き上げられた。

[最初のページに戻る](#)

2. 豪州

オーストラリア

「つながらない権利」 — 施行から1年、働き方は本当に変わったのか

オーストラリアにおける「つながらない権利」（Right to Disconnect）を認める法律は、勤務時間外の不合理な業務連絡から労働者を保護する画期的な改革として注目された。しかし、施行から1年が経過した現在、その効果は限定的であるとの評価がなされている。とはいえ、心理的・社会的安全性の確保が企業にとって重大なリスク要因となる現代において、使用者による積極的な法令遵守は、法的観点のみならず企業文化の観点からも引き続き重要であり、今後この権利の活用が進むことが予想される。

つながらない権利の概要

この権利は、2024年8月26日（小規模企業については2025年8月26日）より施行され、職場において労働者が以下を行うことを可能とするものである。

労働者は、その拒否が不合理でない限り、当該労働者の勤務時間外における使用者又は第三者からの業務関連の連絡（又は連絡の試み）に対し、確認・閲覧・応答を拒否することができる。

職場内で当該拒否に関する紛争が解決されない場合、当事者は公正労働委員会（Fair Work Commission）に対し、行為の停止命令（例：労働者へのメッセージ送信の停止）を申立てることができる。この命令に従わない場合、罰金が科される可能性がある。使用者側も、労働者による合理的な連絡拒否の停止を求める命令を申立てることができる。

実務家の間では、公正労働委員会が職場内いじめに関する申立て制度を導入した際と同様に、つながらない権利は導入当初から実効性に乏しいとの見方

「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」改訂版発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。

金融サービス業界は、生成AIやデジタルアセット等の急速な技術進歩、厳しさを増すマネーロンダリング対策（AML）や制裁体制、新たなESG課題や継続的な業界再編等を背景に、大きな変革期が続いています。これらに伴う規制の変化は、導入の複雑さや法域により異なる規制と相まって、企業に重大なリスクをもたらします。

本改訂版では、このような課題に対応するため、急成長する暗号資産、AML及びCFT監督当局、更に外部委託先への規制拡大を取り上げています。金融商品の販売や新規市場へのサービス提供の際の簡易な参照資料として利用可能で、世界の銀行や金融サービス会社に適用される規制を網羅しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は、こちらからアクセスしてください。



があった。すなわち、導入時には注目を集め、同権利に基づく申立てが懸念されたものの、実際に公正労働委員会に持ち込まれる案件は多くないと予測されていた。特に、公正労働法（Fair Work Act 2009 (Cth)）が既に労働時間を週 38 時間に合理的な追加勤務時間を加えたものに制限しており、労働者の追加労働や過重労働に対する保護が一定程度確保されていることも背景にある。

ただ、企業が直接この権利に関する申立てを受けるケースは少ないとしてもなお、労働者が職場において、一般保護申立て（general protections claims）の根拠としてこの権利を援用する可能性は十分にある。たとえば、つながらない権利を行使したことにより懲戒処分や解雇となった、あるいは昇進・賞与・昇給の機会を失ったと主張する事例が想定される。

施行から 1 年の概況

つながらない権利の施行から 1 年が経過したが、上述の予想は正しかったようだ。2025 年 8 月下旬、公正労働委員会は、つながらない権利に関する条項がいまだ実質的に審理されていない旨の声明を発表した。すなわち、公正労働委員会はこの権利に関する案件を審理しておらず、この権利に関する紛争が申立てられ解決されたという事例も存在しないということである。

ただ、一般保護申立てにおいて、つながらない権利に言及する事例はいくつかみられる。例えば、ある教員がオーストラリア連邦裁判所に対し、約 80 万豪ドルの損害賠償を求める訴訟を提起した。これは、学校の休暇中に使用者が当該教員への一連の申立てに応答するよう求めたこと（当該教員はその後解雇されている）が、つながらない権利の侵害にあたると主張したものである。現在、職場内いじめの申立てが一般保護申立てで多くみられるように、今後、一般保護申立てにおいて、つながらない権利が言及されるケースも増加すると予想される。

現在に至るまで、つながらない権利に関する情報は限定的であったにせよ、依然として管理職や企業の間では、その内容に対する理解に混乱が見受けられる。重要な点として、つながらない権利は、管理職が勤務時間外に労働者へ連絡すること自体を禁止するものではない。この権利は、労働者がそのような連絡に対して、確認・閲覧・応答することを、それが不合理でない限り拒否することを認めているに過ぎない。

国際的な動向

各国では既に、つながらない権利に類似の権利や義務が導入されており、業務関連のストレスから労働者を保護し、勤務時間外の業務連絡を制限することで、より良好なワーク・ライフ・バランスの促進が図られている。

- **フランス**：2016 年にこの分野において立法を行った最初の国の一つであり、破毀院（最高裁判所）は 2000 年代初頭において既に「従業員が勤務時間外に個人の携帯電話で連絡を取れないことは、過失とはみなされない」と判示して、このような権利を認めていたところであった。労働者は勤務時間外に業務用デバイスを確認しなくてよいことが、立法により定められている。労働者が 50 名以上の企業は、「行動規範憲章」（Charters of Good Conduct）の策定が要求され、そのなかで、労働者が電子メールを送受信できる具体的な時間帯を定めるべきことが求められる。
- **ポルトガル**：2022 年に「休息の権利」（right to rest）を制定し、労働者数が 10 名以上の企業が、勤務時間外の休息期間中に労働者へ連絡することを、それが不可抗力による場合を除き、違法とした。違反した場合、企業は罰金を科される可能性がある。この権利には、労働

「規制強化期におけるM&A成功法（英語）」発行のお知らせ

金利の上昇やマクロ経済の不透明感により減速していたM&Aは、2024年後半に再び活発化する見通しです。そこで重要となるのは、最新の市場動向や法的発展を常に見極めることです。企業は、ビジネスモデルを再定義し、買収を通じたイノベーションやシナジーの推進、カーブアウトや売却を通じた経営資源の最適化を行い、市場の課題に適応しなければなりません。投資ファンド等のフィナンシャルスポンサーは、パイアンドビルド戦略を通じたポートフォリオの合理化、エグジットセールスやセカンダリー取引を通じた投資家へのリターン創出を迫られています。

しかし、M&A環境は、規制の観点から厳しさを増しています。独占禁止法、外国直接投資(FDI)、そして最近では欧州連合(EU)の規制当局による外国補助金(FSR)といった分野における監視強化は、M&A取引のハードルを一層高めています。

本ガイドでは、ペーカーマッケンジーの専門家が、今後予想される規制上の課題や、それらがM&A取引に与える影響について解説し、取引当事者がこれら課題を乗り越えるための指針を提示します。

画像をクリックしてご覧ください。



者が勤務時間外に、オフライン状態を維持し、業務上の連絡に応答しない権利が含まれている。

- **スペイン**：2021年に「デジタル権利憲章」(Digital Rights Charter)を制定しており、ここには業務関連のデジタル通信環境から切り離される権利に関する規定が含まれている。
- **英国**：近年、労働者が業務から切り離される権利を導入することが検討されていたが、現在は見送られたようである。ただこのことは、問題の重要性が世界的に認識されていることを示しているものといえる。

「つながらない権利」に対処する — 企業への推奨事項

現状は、つながらない権利に関する申立て件数は少ないものの、企業はこの権利について傍観していればよいというわけではない。今後、ワーク・ライフ・バランスの改善や職場の心理的・社会的リスクへの対応が重視される中で、権利の活用が進み、法改正によって利用が促進される可能性がある。

企業に対する推奨事項は以下の通りである。

- ① 管理職及びリーダーに対し、つながらない権利に関する研修を実施すること。勤務時間外に労働者へ対応を求めてよい事項、求めてはいけない事項の範囲を理解させること。
- ② 業務量を監督し、勤務時間や報酬と業務の期待値を整合させ、労働安全衛生関連の法令や労働裁定、また企業協定に基づく最低限の権利を違反してしまうことがないようにすること。
- ③ 労働者との間で、勤務時間や勤務時間外の連絡の可否に関する取決めを明確化するために、労働契約の更新や、つながらない権利に関するポリシーの導入を検討すること。

[最初のページに戻る](#)

3. 米州

米国

米国連邦巡回区控訴裁判所がトランプ関税を無効と判断

はじめに

2025年8月29日、米国連邦巡回区控訴裁判所は、VOS Selections, Inc. 対 Trump 事件について、7対4の全員法廷による判決を下し、国際緊急経済権限法（INTERNATIONAL EMERGENCY ECONOMIC POWERS ACT、以下、「IEEPA」）は、大統領に広範な無期限の関税を課す権限を付与していないと判示した。本訴訟は当初、民間企業及び米国各州司法長官により米国国際貿易裁判所に提訴されていた。大統領は、薬物取締り、国境警備、貿易赤字への懸念など様々な根拠に基づき、IEEPAに基づく関税を発動した。米国国際貿易裁判所は、原告であるVOS Selectionsへの略式判決を認めた今年5月の判決において、IEEPAは大統領に対して、問題となっている関税を課す権限を付与していないと判断した¹。この判決に対して、米国政府は控訴していた。

¹ 詳細は以下ペーカーマッケンジー米国オフィスの記事参照。
[Court of International Trade Rules IEEPA Tariffs Must Be Rescinded Within Ten Days - Global Import Blog](#)

「グローバルグループ再編ガイド」発行のお知らせ

世界各国で多くのグループ企業を有する欧米の多国籍企業は、越境合併、越境分割、越境組織変更や税務上の居住地の変更等、組織再編の手法を活用して積極的・頻繁にグローバル規模のグループ再編を検討、実施し、戦略的目的を実現しています。日本企業の間では、多国籍企業化してからの歴史が比較的浅いこともあり、欧米の競争相手に比べて、グローバル規模でのグループ再編に取り組むことは未だ一般的になっていません。このような問題意識から、本ニュースレターにて3回にわたり連載した日本企業による「グローバルグループ再編シリーズ」をまとめたガイドを発行いたしました。

日本企業によるグローバルグループ再編の検討材料のひとつとなり、厳しさを増す国際環境での競争力強化の一助となれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



貿易交渉への影響

この判決は、貿易協議において関税を交渉材料として持ち出すことに不確実性があることを浮き彫りにしている。IEEPAに基づく関税発動以降、米国政府は欧州連合（EU）、英国、日本など特定の貿易相手国との二国間合意を発表する一方で²、数十か国に対して新たな関税を課してきた³。大統領は、IEEPAに基づき関税に制限を課することが貿易交渉における政権の交渉力を損ない、米国が既に締結した貿易協定を「解除」せざるを得なくなる可能性がある」とコメントした。

IEEPA 関税は現時点で維持

米国連邦巡回区控訴裁判所の判決は、政権の「相互」関税及び「フェンタニル」関税を無効とした。もっとも、実施済の関税については、2025年10月14日まで、又は上訴があった場合には最高裁による判断が示されるまで、その効力が維持されることを認めた。その後、下記の通り政権が上訴し、最高裁がこれを受理したため、本記事執筆時点において関税の効力は維持されている。

一方、本判決は、米国国際貿易裁判所が発令した差止命令についてはこれを取り消し、最高裁判所の Trump 対 CASA 事件に関する判決を踏まえて、差止命令が訴訟の当事者以外にも効力を有するののかについてさらに検討するよう、この事件を差し戻した。

IEEPA に基づく関税に関する訴訟はその他にも数多く提起されており、事態は複雑化している。5月には、コロンビア特別区連邦地方裁判所が、Learning Resources, Inc. 他対 Trump 他事件において、IEEPA は大統領に対して、関税に関する権限を全く付与していないとの判決を下していた。これは、IEEPA が大統領に対して関税を課す権限を付与していないとする米国国際貿易裁判所及び米国連邦巡回区控訴裁判所の判決よりさらに踏み込んだものである。米国政府は判決を不服として上訴し⁴、原告側は最高裁判所による迅速審理を要請している。最高裁判所は2025年9月9日に迅速審理を決定した。最初の口頭弁論期日は11月の第一週を予定している。政権は、上記 VOS Selections 及び Learning Resources を原告とする事件において、大統領による関税の賦課は政治的問題（Political Question Doctrine）であり司法審査の対象外であるという主張をしているため、この主張に対する判断が示されるまでは、IEEPA に基づく関税に関する数多くの他の訴訟は審理が保留されている。

今後の展開

IEEPA が、「相互」関税及び「フェンタニル」関税の根拠とはならないと判断された場合、政権は貿易政策を補強するために、他の法律に更に根拠を求める可能性を示唆している。具体的には、不公正貿易慣行調査後の関税発動を認める1974年通商法第301条、及び「鉄鋼・アルミニウム」関税で既に適用済みの、国家安全保障目的での関税を認める1962年貿易通商拡大法第232条である。現政権は既に鉄鋼、アルミニウム、自動車部品及び銅に対し1962年貿易通商拡大法第232条に基づく関税を課し、木材、紙製品、医薬品及び半導体等への1962年貿易通商拡大法第232条に基づく調査を発表して

² 詳細は以下ペーカーマッケンジー米国オフィスの記事参照。

[EU, US: EU and US Announce Framework Trade Agreement - Global Import Blog](#)

³ 詳細は以下ペーカーマッケンジー米国オフィスの記事参照。

[US: White House Delivers Slew of Tariff Announcements as Tariff Pause Expires - Global Import Blog](#)

⁴ 詳細は以下ペーカーマッケンジー米国オフィスの記事参照。

[US: Which Way to the Supreme Court? Tariff Challengers Ask for Supreme Court Review of President's IEEPA Tariff Authority - Global Import Blog](#)

「グローバル・プライベートM&Aガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。

前回の2021年改訂以来、世界における法やビジネスを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、独占禁止法及びその他の取引規制ルールは複雑さを増しており、これまで以上に積極的に施行が進んでいます。本最新版では、複雑な合併規制や外国投資規制に関する最新情報を盛り込んでいます。また、取引に影響を及ぼす可能性のある税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止に関する懸念事項も概説しています。

本ガイドはオンラインにより閲覧可能で、法域やトピックごとのデータ絞り込み、法域やトピックを跨いだデータ比較、また特定法域を詳しく調べることができます。

画像をクリックしてご覧ください。



いる。最近ではブラジルにおけるデジタル分野の不正慣行に対する 1974 年通商法第 301 条に基づく調査を開始している。

今後数か月間、企業はトランプ関税の動向を注視し、法改正を反映したサプライチェーン体制の見直しや、その準備を行うことが不可欠となる。輸入業者は IEEPA に基づく関税を支払った輸入品についても意識的にモニタリングを行い、もし関税が無効と判断された場合に還付請求権を喪失しないよう関税清算の期日を厳密に確認することが推奨される。

トランプ関税に関する最新動向は、[こちら](#)をご確認されたい。

[最初のページに戻る](#)

米国

FTC が従業員の競業禁止義務に関する規則を撤回、競業禁止契約を取り締まる個別の執行措置へ移行

概要

連邦取引委員会（FTC）は、従業員の競業禁止義務契約（non-compete agreements）を原則禁止する規則案への異議申立てが争点となった連邦控訴裁判所の事件における控訴を取り下げた。当該規則は Lina Khan 前委員長の下で 2024 年 4 月に公布され、施行前にテキサス州及びフロリダ州の連邦地方裁判所により無効判決を受けた。控訴の撤回により、テキサス州及びフロリダ州の連邦地方裁判所による規則無効判決が確定し、従業員の競業禁止義務契約に対する米国競争法上の監視は従来の個別事案ごとの判断に戻る。注目すべきは、控訴の撤回を公表する前日、FTC が従業員の競業禁止義務契約に関する広範な情報収集を発表したことである。また、控訴の撤回と同日に、FTC は、特定の企業の過度に広範な従業員の競業禁止義務契約に対する異議申立てと、その是正案を公表した。

重要なポイント

1. 委員会内の意見の分裂

FTC は、従業員の競業禁止義務に関する規則を無効とした連邦地方裁判所の判決に対する控訴を取り下げることを 3 対 1 の投票で決定した。共和党の 3 委員が取下げに賛成票を投じている。

共和党の Andrew Ferguson 委員長と Melissa Holyoak 委員は、当初からこの規則に反対しており、控訴取下げに関連して声明を発表した。共和党の Mark R. Meador 委員も同調声明を作成している。民主党の Rebecca Slaughter 委員は反対声明を発表した。

Ferguson 委員長と Holyoak 委員は声明の中で、当該規則は当初から「違法性は明らかである」という見解を繰り返し表明した。一方、Meador 委員は、この規則を「実質的に過度に広範」であると指摘し、政府機関のリソースの誤った使用であると評した。Slaughter 委員は、控訴撤回は労働者に対する裏切りであると「強く反対」し、この規則は圧倒的な国民の支持を得ていると主張した（この規則について寄せられたパブリックコメントの 95%以上が支持的な内容であったとする）。

この分裂は、FTC 内の規則制定権限や、従業員の競業禁止義務契約が競争に与える影響を評価する FTC のアプローチについて、委員会内で意見が分かれていることを浮き彫りにしている。

「アンチ・ダンピング措置の国内手続」ガイドのお知らせ

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



2. 地裁判決の内容

テキサス州及びフロリダ州の地方裁判所は、FTCには過去及び将来にわたって、ほぼ全ての従業員競業禁止義務契約を禁止する全国的な規則を制定する法的権限はないと結論づけた。FTCが控訴を取り下げたことは、これらの判決を承認したものと見なすことができる。

3. 今後の展望

控訴を撤回する前日、FTCは、従業員競業禁止義務契約について「その範囲、普及状況、及び影響をよりよく理解する」ため情報収集を開始した。

控訴撤回を発表した同日、FTCは過度に広範な従業員競業禁止義務契約に対する異議申立てとその是正案を公表した。この事例は、FTCが従業員競業禁止義務契約を過度に広範又は反競争的と見なす場合、個別の執行措置を継続的に実施する意思があることを明らかにしている。

[最初のページに戻る](#)

4. 欧州

ルクセンブルク

SC Arcomet Towercranes SRL 事件 — VAT（付加価値税）と移転価格税制の関係における新たな驚き

要約

2025年9月4日、欧州連合司法裁判所（以下、「CJEU」）は、移転価格と付加価値税（以下、「VAT」）の相互関係を扱う4件の一連の訴訟のうち、最後から2番目の判決を下した。

要するに、CJEUのSC Arcomet Towercranes SRL事件（C-726/23）における判決は、移転価格調整が対価を伴う役務提供を含むことを示した。

現時点で、ルクセンブルクのVAT当局は、移転価格調整の影響を受ける取引に関する指針を示す通達をまだ出していない。

重要なポイント

- SC Arcomet Towercranes SRL事件の判決において、関連者間の契約の存在（互いに提供された役務の内容が明確に記載され、移転価格文書に含まれる算定方法に従って対価が支払われていること）が、CJEUの解釈において重要な要素となった。
- この結果は、2025年4月3日に示された法務官の意見と一致している。すなわち、移転価格調整は、特定の状況に応じて、役務と対価との間に直接的な関連性がある限り、VATの適用範囲に含まれるとみなされ得るというものである。
- この判決は、ルクセンブルクの金融及び不動産分野で事業を行っているような、仕入VATの全額控除を受けられない企業にとって特に関係のある判決である。
- 多国籍企業グループにおいて、VATチームと移転価格チームの間の文書でのやりとり及びコミュニケーションは極めて重要である。VATの漏れを防ぐために、関連者間における契約においても、提供される役務の種類及び交換される対価を適切に記載し、両者の直接的な関連

性を明確にする必要がある。一部の移転価格調整では、実際に受けた役務を特定していない。

- また、VAT 当局からの照会を回避し、提出すべき書類を最小限に抑えるためには、関連者間契約に基づいて発行される請求書において、提供された役務の性質及び量を適切に記載することも重要である。
- 2017 年 2 月 28 日付の VAT 委員会作業文書第 923 号を読むと、直接税目的で定められた移転価格ルール（市場価格に着目）と、VAT ルール（実際に支払われた対価に着目）との間には、自然な相互関係が存在することはすでに明らかであった。納税者の活動は、全体的な観点から見て関連性があり、税務上いかなる角度からも重要である。これら 2 つの異なる税分野の相互関係を扱ったルクセンブルクの判例は多くないが、税務訴訟が激化する中においては、VAT 委員会が提供する指針を見過ごすことはできない。
- CJEU で係属中の別の事件（Stellantis Portugal 事件、C-603/24）は、今後数か月のうちに、VAT と移転価格の関係にさらに踏み込んだ判断をする可能性がある。

詳細

- Arcomet Romania は、クレーンの購入及び賃貸を専門とする Arcomet グループの一員である。同社は、これらのクレーンをルーマニア国内の顧客に再販売又は再賃貸している。
- Arcomet Belgium は、Arcomet Romania を含む子会社のために仕入先との契約交渉を行うものの、Arcomet Romania が顧客との契約を直接締結している。より正確に言えば、Arcomet Belgium は戦略的及び企画的な役割を担い、Arcomet Romania は業務的及び商業的な役割を担っていた。
- 2012 年、Arcomet Belgium は Arcomet Romania と契約を締結し、その契約には、取引単位営業利益法に基づく対価が定められており、各当事者が相手方に対して一定の役務を提供することが定められていた。
- 2010 年の移転価格文書化では、Arcomet の子会社が営業利益率を -0.71% から 2.74% の範囲に維持することが推奨された。実際、Arcomet Belgium と Arcomet Romania 間の契約では、ルーマニア子会社の営業利益率が 2.74% を超えた場合には、超過利益を回収するためにベルギー親会社が請求書を発行し、逆に -0.71% 未満であった場合には、超過損失を補填するために Arcomet Romania が Arcomet Belgium に請求書を発行することが定められていた。明確にするために述べると、取引単位営業利益法におけるマイナスの利益率は一般的ではないが、固定費が高い又は需要が循環的である低利益率の業界で事業を行っている場合や、企業が創業初期段階にある場合、又は経済的困難に直面している場合には使用されることがある。
- 2011 年から 2013 年にかけて、Arcomet Romania は 2.74% を超える営業利益率を記録した。そのため、Arcomet Belgium は、超過利益をベルギーの親会社に戻すことで利益を均等化すべく、Arcomet Romania に対して 3 通の請求書を発行した。注目すべき点として、請求書には、Arcomet Romania が購入した役務の性質、各取引に要した時間、使用された人的・物的資源、並びに料金の算出方法についての記載がなかった。
- Arcomet Romania は、3 通の請求書のうち 2 通は役務の提供のために発行されたものであり、リバースチャージ方式に基づくルーマニア

VAT の自己申告が必要となるとみなした。一方で、残りの 1 通は VAT の対象外取引として発行されたとみなした。

- 税務調査の中で、ルーマニア税務当局は、Arcomet Romania が請求書に記載された役務が実際に提供され、並びにその課税対象取引に必要であったことを証明できなかったとして、同社の仕入 VAT 控除の権利を否認した。
- 本件紛争の文脈において、ブカレスト控訴裁判所は CJEU に対し、(1) ある会社が他社の営業利益率を調整するために当該他社に支払った金額が役務提供の対価に該当するか、(2) 課税事業者の仕入 VAT 控除の権利を認めるにあたり、税務当局が請求書以外の書類の提出を求めることができるか、という 2 点について質問した。
- まとめて、CJEU は、関連者間で合意された移転価格が、提供された役務の対価となると判断した。
- 興味深いことに、CJEU は、関連者間で合意された対価は、受領者のポジティブな営業利益率に依存するため変動するものの、それは任意でも不確実でもないと明確に述べた。したがって、本件においては、対価の不確実性（これは、受領者に提供された役務と支払われる対価との直接的関連性を損なう可能性がある）という問題は排除される。
- しかしながら、CJEU は、Arcomet Romania の営業利益率が-0.71% 未満であった場合に適用される VAT 処理については、慎重に言及を避けた。私たちの見解では、Arcomet Romania は Arcomet Belgium に対して請求書を発行すべきであり、それはベルギーで課税対象となる役務提供に該当する。なぜなら、Arcomet Belgium が支払う対価と、Arcomet Romania が担う機能（例えば、クレーンの販売及び賃貸の責任）との間には直接的な関連性があるからである。
- 以上に基づき、CJEU は、Arcomet Belgium が Arcomet Romania に対して、VAT の適用範囲に該当する対価を伴って役務を提供したと判断した。
- 最後に、CJEU は、仕入 VAT 控除の権利を主張する課税事業者に対して、当該役務が実際に受領され、かつ仕入 VAT の回収が認められる取引に使用されたことを証明するよう税務当局が求めることはできるが、当該取引における役務の必要性や妥当性までを証明するよう求めることはできないと判示した。

我々にできること

我々の Tax チームは、CJEU の判断を超えて、移転価格や VAT に関連したアドバイスを提供し、質問に回答している。

[最初のページに戻る](#)